

社会福祉法人回春堂役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人回春堂（以下、「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬について法人定款第8条及び第22条の規定に基づき定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員は理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会および評議員会に出席した時、評議員が評議員会に出席した時は、以下の報酬を支給する。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている者には支給しない。

1.報酬 1回につき 4,000円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員が理事会以外の日、評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあつた場合は、以下の報酬及び交通費を支給する。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている者には支給しない。

1.報酬 時給 1,500円

2.交通費 実費支給

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあつた場合は、以下の報酬を支給する。

1.報酬 日額 5,000円

(評議員選任・解任委員の報酬)

第6条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は、以下の報酬を支給する。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている者には支給しない。

1.報酬 日額 4,000円

(常勤理事の報酬)

第7条 常勤の理事の報酬は以下のとおりとし毎月5日に支給する。

理事長 月額 200,000円
常務理事 月額 100,000円

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年 6 月 14 日から施行する。